

令和8年2月4日

道路維持課
直通：092-643-3656
内線：4483
担当：藤

災害時における車両の移動に関する協定を締結します

近年は、大規模な自然災害が激甚化・頻発化する状況にあり、災害発生時において、道路を閉塞する車両の移動、がれきの処理、簡易な段差の修正などを行い、緊急通行車両の通行を可能とする「道路啓開」の重要性が一層高まっています。

道路啓開作業の中でも「車両の移動」は、特殊車両が必要であることはもちろんのこと、幅広い車種に対応できる専門的な技術と豊富な経験が求められます。

このため、レッカー事業者団体5団体と「災害時における車両移動に関する協定」を締結することとし、下記のとおり締結式を実施します。

本協定の締結により、これまで以上に実効性の高い道路啓開体制を構築してまいります。

1 日時

令和8年2月9日（月）13時00分～13時20分

2 場所

福岡県庁8階 特別会議室

3 出席者

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・ 一般社団法人 日本自動車連盟 福岡支部 | 事務所長 吉岡 琢也（よしおか たくや） |
| ・ 全日本高速道路レッカー事業協同組合 | 理事長 大場 篤（おおば あつし） |
| ・ 全国車載車・レッカー事業協同組合 | 代表理事 佐藤 章（さとう あきら） |
| ・ 一般社団法人 ジャパンレッカー事業協力会 | 会長 岩崎 太（いわさき ふとし） |
| ・ NPO法人全日本レッカー協会 | 理事長 長谷部 芳行（はせべ よしゆき） |
| ・ 福岡県知事 服部 誠太郎 | |

4 協定内容

・ 災害対策基本法に基づく車両の移動

道路管理者は、以下の条件に全て該当する場合、車両の所有者に対し、車両の移動を命じることができる。

- ① 放置車両及び立ち往生車両が、緊急通行車両の通行を妨害している
- ② 緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要がある

道路管理者は、車両の移動を命じても車両の所有者が車両を移動しない場合、又は、車両の所有者が現場にいないために車両の移動を命じることができない場合、車両の移動を行うことができる。

- ・車両の移動の流れ



5 次第

- ・出席者紹介
- ・署名、写真撮影
- ・出席者あいさつ

6 道路啓開に関する県の計画

福岡県道路啓開計画 - 福岡孤立ゼロ作戦 - (令和7年3月改定)

